

特別
14
1919
117



我樂多誌

貳

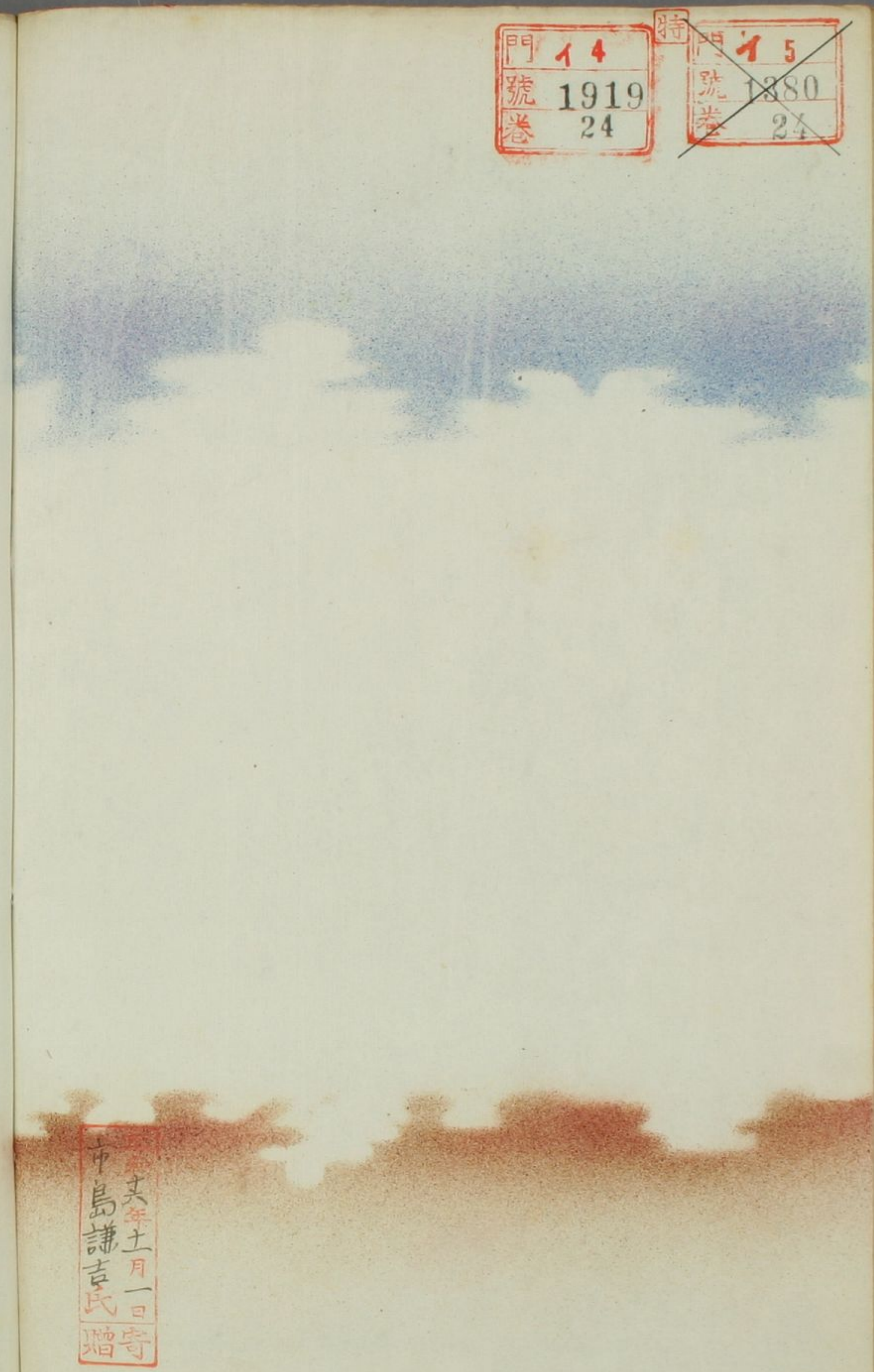


門	14	特	15
號	1919	號	1880
卷	24	卷	24



尊彌宣下一件

尊彌宣下一件を宣下と云ふは松平の天事事件三
 上し事の上りて天子を取つたてに御生
 父の奉天の尊彌と云ふ人を取つたてに御生
 不見るゆゑに御徳川家齊(十一代)の御孫
 と云ふしは御孫の御徳川家齊(十一代)の御孫
 と云ふに可くあり公武の別は御孫の御徳川
 家齊と云ふの御徳川と云ふを御孫の御徳川
 家齊の御徳川と云ふを御孫の御徳川
 家齊の御徳川と云ふを御孫の御徳川
 家齊の御徳川と云ふを御孫の御徳川
 家齊の御徳川と云ふを御孫の御徳川



文正
 市島謙吉氏贈

以らふらふと答るるを得べく一個の事家の
半は其人の干腕にこの一件はゆゑに晴明有也
の事ゆゑに有る或ま云く樂にあしむるを
行せしめしとて聖堂に案山の子も流罪をも決計に
浴其つそかりしと或ま又まゝの徳の家察
も其生父の尊稱をたんとせずと尊稱を
下とすの事ありしと定信の尊稱を下を非とし
てしと定信と有るをたんとすは名無監司を非とし
るも其人の徳の事ゆゑに名無監司をも非とし
しや輕い事也故にデリケートの案件を
〜定信〜名無監司の事端を杜きしと樂

東林殿

あつた事ゆゑに此件をあらはし
指らぬ中心の事ゆゑに此書を引くを以て事定を
誤ることなき大まかき定年流池掃衣の事
美法に書し一書と著し大いなる俗説を辨し
しとある事の一説としことありしと今も
未だ強んと申す定年流池掃衣の事記帳を
中流に採りし材料を定年流池掃衣の事記帳と
しある事一書と著し大いなる俗説を辨し
此書を翻くを以て調ゆべし又幕吏
の事記帳一書と著し大いなる俗説を辨し
〜〜〜も今もいまも〜〜を

四
 此の類に乘し保ふ可は有為放徳川禁令を
 後二卷七立下の部を固くし此の件を引出す
 公卿の件後書類と得ず未だ未だを後
 此の件を安んずるを得ざるをみる可
 又大いに得ざるありしを未だ未だを後
 ちんが幕府が此の件を安んずるを得ざるを
 を取りしむる幕府公武両方の件後文書の
 今も此の件を安んずるを得ざるをみる可
 大いに得ざるありしを未だ未だを後
 う、これを安んずるを得ざるをみる可
 然るに此の件を安んずるを得ざるをみる可

東洋原製

類に乘し保ふ可は有為放徳川禁令を
 後二卷七立下の部を固くし此の件を引出す
 公卿の件後書類と得ず未だ未だを後
 此の件を安んずるを得ざるをみる可
 又大いに得ざるありしを未だ未だを後
 ちんが幕府が此の件を安んずるを得ざるを
 を取りしむる幕府公武両方の件後文書の
 今も此の件を安んずるを得ざるをみる可
 大いに得ざるありしを未だ未だを後
 う、これを安んずるを得ざるをみる可
 然るに此の件を安んずるを得ざるをみる可

尊節一件

從寬政四壬子年正月
至同五癸丑年二月

閑院宮尊節御協議

閑院一品宮御事當今天皇御間柄天皇後御園院
典仁親王、弟六子之儀を以尊節天皇宣下之事云酉年御内憲
被仰進度三日傳奏衆持冬之書付寫差進之中進
候趣御承知被下候右尊節之儀者不容易儀三日全
應存御評儀被有之猶又御内憲有之候被傳奏

衆江可相達旨被仰下致承如相達申為者其砌申進
候本之趣被及言上候處先以御滿悅之御沙汰候
因茲爾未深御思惟七被為在之處兔角本朝而
者承久之例三尊御宜下與之而者不扣御內也
祀之御取扱被為左者而七名實不正候而者御實父
御崇敬之孝道不全請人臣北面之禮儀難相止候故何
卒取慮御不安候儀仙洞思旨七勿論御因扱之御事
故猶又今度厚御評議有之候三白勅問衆其仍前官
大臣大納言中納言參議聽本座輩迄七被尋所意候
三付勅答申詞廷議衆一條閣白右司左大臣以下因宰相坊城之宮七
左大臣辭之四十一人辭我此件案三錄入
別被相達候此餘前之議論七有之候得共既之本邦之

皇極原製

例雖成集候在當朝之今度被廢棄其儀者正
不容易之事被思只宸襟御不安院靈七御日格之
御事候仍御先格之通弔尊御宜六被為左度思
江候間日出度被遂行候扱自而御所被仰進候若又
今度程和御候趣三而者此上深思旨七被為左是古
之御被及御沙汰候扱七為趣分在之而者
御時節柄候間新院御殿者不及御勅造閑院宮
少御建儀御取儀三之御御飲之儀者新院之
御例格七千石候得共今分被者減者而四五千石
計可被附進候在御內靈之趣其御地江宜申進
旨則為御被扱扱冬候書付旨也并別紙共入御

覽候以上

正月廿日

昂寛以四
壬子年也

太田備中守

松平越中守松

鳥居丹波守松

松平伊豆守松

松平和泉守松

戸田米女正松

〔推〕本書に憑レハ尊節宣下ノ御内慮ハ此より前四年
中傳奏衆より所司代マテ書付ヨリ以テ示サル、事ト又然ル
其書ハ寫シ関東、進ルトアレハ史官定テ記シ留ムヘキ

東林堂製

ナレバ今存セズ故、此件諸録皆此書ヲ首ニ置ク但其趣
方ハ又此ヲ推テ知ルヘシ

傳奏衆被差去書面

尊節宣下御内慮之一件最早進之及御懸合候頃より
者餘程経年月候儀ニ而其上一品官御事被及御高年
候間猶此節者何卒無御猶被仰出方関東之御之
答早被仰進候者嘸々可為御満悦候尤兩人儀無御
使卷向差送レ而若代役中ニモ可未奉候得共右御返答
有之候扱精々可有御勘辨在事

月日 歲

此書所司代ヨリノ正月廿日ト記ス副書アリ其趣旨異同ナ
キヲ以テ略ス

傳奏衆エ返答之趣旨所司代工達書案

閑院一品宮尊稱宣下之事最早御内憲之趣相達之已
後猶又申達候趣ヲ以段々御思惟七被為在候處兎角尊
稱宣下無之候而者御内々如何程之御取扱被為有候而七
御宗敬之孝道不全敷憲御不安之儀仙洞思食七御同候
之御事故猶又御評議被有之勅問衆其餘被尋所意

東林原製

候趣七別々被申達候先々之儀論等七可有之候得共既ニ
本邦之例段々成候儀ヲ今度被瘡棄候義七不容易儀
稱尊稱宣下被為在度御沙汰之趣右ニ付而者新院
御殿者不及御新造御領等之儀七被者減可被附進
等之御趣意也御内々意被仰進旨則達御聽被處候
御孝心之御儀を被思召候共千萬之御例七有之由ニ
候得共總而御代々之内々者御例等七品々有之儀ニ
而其御例ニ七時勢之良法七有之又者儀論之是非七
有之事故先踏一々々可被順行事ニ有之問答尤矣
域之先例七專々御取用ニ者相反間敷被得其道
理論等之儀者可被瘡儀ニ者有之問答式々思

此候折角御深厚御内靈三事故猶又御勘考可被遊者
被仰出右之趣三台急之御沙汰可也為有起三不
和向候三台此段先申達及河程能為卿工役遊三事
扱三台存也

右之通所可代江申達及扱可仕也

(按)此達書業ノ末尾三月十九日松平越中守向海上有

八月八日

傳奏為卿ヨリ来書

閑院一品官尊稱立之之事一也早可有御沙汰至
切之取憲為段以御内談書一入及通之為處當年

東本願寺

新嘗祭之節近七冬御沙汰也而為御新祭之節甚
以取念不也難被默止御子細被為在由仍當十月上旬
三者御決定可被宣下候勿論三后者御存之御時宜
親候是迄於閑束七御沙汰之段御存心之御儀思
台候得六深御勘考之上否可被仰進御趣三意と精
々及沙汰置為處此節三而者否之御返答七所仕難
被為相待御時宜三而何分右申入候通十一月上向者是
非可被有御沙汰御決定之御容子三也向者得者也
人當或三和扱三而三也是非在段不及伏荷申入被事
候條偏宜有御勘辨極密早三申入被事
此来書ノ尾ニ及書ハ詳議ノ上不遣トアリ

八月廿八日

所司代工達書

先達而御内忌有之候閑院宮尊辨宣下之儀御深
厚之敷憲ニ被仰進候儀ニ付何事御意心之筋相
立被取敷憲ニ被仰進候儀ニ付御勤憲之品ニ御思惟七
被為在為度何事御意心者不輕儀ニ付尊辨宣下
之儀者決而御意心者被取方ニ申上之御儀ニ付
御意心者立為儀者御領事御意心者増被進候歟
何事外ニ御内忌被仰進候ニ付或重ニ御意心者
被盡評議者可被仰進候被仰出方旨此為名被

棟原殿

傳奏衆江可被相達候

八月廿八日

先中 連名

太田備中守殿

九月廿四日來

傳奏衆ヨリ所司代、達書

閑院宮尊辨宣下之事進ニ御内忌被仰進為度御
名若不輕儀故決而御無用ニ可被取可申上之御儀
候由則及言上候先以先取御意心者有之候為御氣
色之御事ニ候但本邦の當ニ御例踏不被遵行

不被寺舊典候而者實、御差礎、身先達而群臣之
冥見も不被尋下其上御内靈被仰進之儀、候得者
御名無不輕儀との、簡易之御返答、被取臣下江
被仰出而者、其御不、其御而御多、其御
義記之分、別逐一、被仰進、其御安、其御於臣庶
心悅服有之候、其御是非可被立下之儀、其御決而不
招道理、其御令、其御社稷之、其御無、其御安、其御危、其御
了御宇之御差礎、其御可、其御未、其御形、其御義、其御記、其御方、其御
可被立其、其御也、其御且、其御又、其御存、其御心、其御至、其御候、其御義、其御者、其御御、其御
其御高、其御不被、其御進、其御候、其御進、其御也、其御了、其御或、其御重、其御二、其御御、其御厚、其御志
其御之、其御身、其御御、其御可、其御有、其御之、其御如、其御先、其御以、其御御、其御滿、其御悅、其御之、其御

御樣原製

貴併太上天皇之御右、御御被取、御御也、御被進
言為儀於、其御王、其御品、其御位、其御北面、其御之、其御御、其御即、其御者、其御聊、其御不可、其御有
其御也、其御候、其御然、其御者、其御能、其御被、其御取、其御心、其御候、其御加、其御之、其御御、其御之、其御等、其御差、其御也、其御被、其御立
勝方之儀、其御於、其御官、其御家、其御御、其御也、其御代、其御也、其御重、其御沙、其御決、其御也、其御保、其御祿、其御被、其御立、其御品
其御者、其御大臣、其御以下、其御諸、其御臣、其御之、其御違、其御飛、其御目、其御前、其御候、其御賜、其御大、其御祿、其御之、其御事、其御八、其御人、其御
其御也、其御事、其御之、其御長、其御得、其御共、其御限、其御此、其御言、其御太、其御上、其御天、其御皇、其御之、其御御、其御御、其御取、其御也
被進候而者、其御畢、其御竟、其御御、其御名、其御言、其御者、其御也、其御乱、其御候、其御係、其御御、其御通、其御例、其御於
有之者、其御可、其御被、其御遵、其御用、其御候、其御今、其御般、其御之、其御御、其御進、其御止、其御可、其御為、其御後、其御代、其御之、其御御、其御規、其御範
其御大、其御切、其御之、其御御、其御儀、其御候、其御得、其御者、其御聊、其御各、其御御、其御遠、其御靈、其御義、其御理、其御分、其御之、其御御
其御也、其御各、其御被、其御仰、其御進、其御者、其御被、其御也、其御之、其御御、其御沙、其御決、其御候、其御然、其御中、其御進、其御新
其御御、其御就、其御祭、其御之、其御即、其御霞、其御念、其御不、其御穩、其御御、其御子、其御細、其御也、其御之、其御候、其御得、其御者、其御難

之數止候方是此十一月上旬之者可被宣下候仰又
外之何之思出附儀之儀之仰進者（共先給通南
之御規矩之七之事ハ決而難之仰出者此ハ早
是之答之之方扱可也違方被仰出者間關東江
宜被申入候之事

九月

十月二日

傳奏衆ノ不司代江達書

閑院宮尊節宣下之事進之御内憲被仰進者趣

東林后製

三升當月上旬閑院宮江御内憲被仰出未十月上旬
向可被宣下之御沙汰之候閑院東江御申入之事

十月二日

此書尾之不司代江達書之上羽音被返者由之ハ寫之
而來ルトナリ

十月朔日

所司代江達書

尊節宣下之儀尚亦被仰出者趣達上之ハ尾御儀
御考心之儀之被思出候猶御勘考之上御答ハ可被

仰出候御答々之内者係今十月上旬頃、我及候と
尊那宜下り仰出儀ハ決而御々々之儀勿論之
候右二日候而者本紙被り入候三卿尚以早々下向
有之被宜之候尤此旨為卿江七之邊置也

十月朔日

亮中

達名

太田備中守辰

在本紙三卿御用有之早々下向之儀
申遣

十月九日自所司代来

傳奏西卿書付

尊那宜下之儀ハ猶又被仰出候趣ハ達御聽
儀御答々心之儀ハ思下候程御勘考之上御答
可被仰出候尤御答々之由者係今十月上旬、
我及我尊那宜下被仰出儀決而御々々之
儀勿論之事ハ旨及言上我處被り食者再應伺
上被仰直儀故專時勢ハ相拘り公武御差礙之助
候哉と察思上候間在宜下之御河決御答々之為左
候迄必御見合の被也候在候下三人早々下向之
趣尤五二日之支度ニ而御々々自公参向之振と被

可有下向方人江可也若造志中万々々々年於今也
度河内於志志在之通之御見合之御沙汰也之
加授之儀ニ若堂上卷向者之通何若公武之御差
障之助ニ可未成也先卷向者不之仰付尚可
被廻敷書於此吉里ノ達御沙汰之友事

十月五日

若面松平御守入御覽

堀田相模守江中々々々二通之内

此書而十月十百次飛御刻附を以て達す

按々々々之入幕延史官の記々々而して書尾志
中の書名及び此所云の二通也一を断るは誤脱
あ々々似々々々々々も本書を考るは辞理
あはを該名辨義あるも略々々々々々々々
其々々一通通々々々

尊御下之儀御答々々由々十一月上旬ニ及共被
仰出御々々々々々々々々之儀亦書道若慶專時被
相拘リ公武御差障之助ニ若武と思公若河
本意下之御沙汰御答有之近若御見合々々々々
々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々
理々相立於宗統極終之失心不々々々々々々々

乘之御位天神地祇三御眷とら力承蒙於御事而聖
祖神皇之御寶位候得者其位と不被踐其統と
不被踐者而ハ御大切御位候思召候處先以介
返答有之迄必不御見合可也此等被仰出御出心之儀
思召候猶右中迄答之儀者追而あ委一被仰進也且
三御下向之儀者尊御直下御見合之御出心有之且
加被之儀而上方答向者も此例公武之御差障助
可也此等と先夫向者不之仰出向可也此等被仰進
又及言上候處御位候と之候格外之御用之儀者
下之儀下儀之儀と之儀而禁裏御出心有之儀而
此等御用向不拜儀も之儀御念も力入候之儀而者

本條

下向之儀ハ被仰出者事ハ公武御差障等と之儀被
道此之者も之儀必此等御用向之儀事尊御直
下被仰出者故之儀ハ其儀十月上旬宣下之儀者被差
止重而御返答ハ仰出也此等又御見合と之儀殊に
儀と之儀被仰出者二日而右左下向之儀も之
之支度等と者不及被洞来月中も下向之儀候被
と之儀出候者三御も下向之儀者御常用御差支
七候り、正親前大納言并議奏衆之儀者先達而被
仰出者為人之内入下向之儀候而之儀之儀被仰出
此等右之儀傳奏衆に之儀被仰進候

十月 晦

西傳奏衆ヨリ所司代工未書

尊那宣下之儀御運卷有之近者若決而御多由の被
逐再之被仰進候之必御見合の被起与仰進候
上尊祖重宗之御道理相之於宗統始終之失七
不之為在候之萬乘之御位天神地祇之御眷を
被為成宗候御子之為聖祖外皇之御寶位、為
者其位を不被踐其統を不之継与而為御大切御
之儀、思召及安必御見合下之起与仰出御安心

東林原製

之儀、被思召候之由之七、為之、不之、御各起
七被仰進厚御考實之上之儀御滿悦之御事、之、
以候猶以必御見合被起猶敷實仙洞之思召從是、
之仰進候且又之御河内候面、冬向之儀、之、
七委被仰進是又及之上及安、之、御安心之御
事、之、被在之趣進、之、仰出、上者、之、早、之、下、
者不及方、之、起、及御河内候、之、御、
宜申達与被仰出被事、

十月

十一月四日

所司代江達書

尊那宣下之儀今度者御方趣とて仰進御満悦
被思召通心又御見合とて由傳奏衆持卷之書面
及之上置負出者然然一進及死とて決而御之
之旨被仰進者御方趣とて被仰進者被二の御
件之紙先達而相達其項入御説者處一御沙汰共
有之三御下向之儀七右とて仰出者一體最初拜替
御添被仰進者及御進奉平達とて仰出候者御名
書重大とて上之御事一御存心之所是又御尤之御
品一御勘弁とて為在候存とて候其及又御之御

東條原製

御方趣由被仰出被檢二この御方趣各之儀七未
仰出者御而二代之禮二七大本小宗之儀
宜事儀之尊祖重事不貳斬不分統之方而先
王之禮と制するも二上之有之次或葉乘之御位者
聖祖外皇之御寶位とて天得者其位を不被踐
其後と不被踐とて其をとて為上之義者不可
御事一候間極之御恩とて思召候不者云御
力之御事一候へハいとも存き御存美ら可
其御儀とて得る御位強に控とて名令之不輕御事
候且又御存典御先蹤とて御而御歴代之御
を御先蹤とて被導行御思とて可被守事一

者勿論之儀。唯其殿を後乃礼論彼の執り道理之高
不若一々御取捨之上を御居降者。可くは道行に而後
寔に禮に於て不容易御事。上より下萬民に之を以て
私者禮に一書に而候得者。名若一動に社稷蒼生に之
儀。政思は候已に今般之御進止。後代之御規範。御大
切之禮と云其儀。御進止。得者甚以御尤之御旨趣
に而也。本邦の事のみならず。其域に可くは儀被
呈之御大事に。其旨趣之論説。於て御礼有之先
以て。未候群議。御不審之。不不少候得者。御守
と有之品。二つ。進々群議。衆下向之儀。御被仰出

東林堂製

御礼有之儀。道理を被其論説。各御精進。被其
極々思召。而候。在候に。不し。乃左して。御規範。御
へき。手々。御旨も。御お。ま。も。乃。在。官。為。と。御
に。而。候。何。九。御。委。為。御。旨。趣。者。三。卿。下。向。御。守。礼。も
有之。可。被。仰。進。止。の。御。旨。趣。又。御。領。被。仰。進。止。之。儀
歎。之。儀。者。太。上。天。皇。之。御。お。成。り。御。領。被。仰。進。止。之。儀
に。者。多。く。尤。御。不。若。御。事。に。是。に。之。又。被。仰。進。止。者
之。に。之。御。存。養。を。被。其。御。心。樂。に。之。乃。在。之。御。極
こと。の。御。主。意。を。以。御。領。に。る。も。御。存。養。に。之。御。お。成。り
に。可。被。仰。進。止。之。御。事。に。而。也。天。皇。四。年。閑。院。官。御
在。世。中。千。石。ツ。年。之。被。仰。進。候。を。御。内。宣。通。に。被。承

道御満進より上七被仰進在之通之御許合に御内
需者思召次第に仰進多被こと儀を以被仰出多御
事に上者外に何と思召之儀被仰進多被こと儀
右の被之御進合に被仰出多被事に被新書奉り前
敬見との事可より左方其被仰進云々御安心に
其其に上進多被こと儀於尊稱必御之由
御分進志三卿下向之上の仰出多被御領等
之一件に御一體之儀に七々々々御在に御返奉
并被仰出且多御念に多入多右連に御返奉
之御分進志被仰出多被御禮多入御可
被進多被事

東條貞親

十一月

十月

西傳奏より子白代江書付

閑院一品官尊御宣下一件此被御宣統之儀
多御被仰進聖祖御宣に御宣位不踐其位不被
御宣統被上御位御宣不可此由御宣存に御
古進一及之上に多被御宣在御宣存に御
多御被仰進多御宣因茲仙洞多被仰出多被
易宸様被御宣今多御宣御宣下多被御宣

止五号以霰霞仙洞之思下被仰出之旨此為國東
之宜於入在事

十一月

十一月十八日

所司代江達書

尊那宮下之儀思之趣 ありしに被仰出之旨
尊那宮下被仰出之旨被仰出之旨傳奏衆被仰
出書付被仰出之旨及之旨上之旨早達御差止先以御
感動之御儀之思下候依之右為御令御進之旨之旨

東林原製

御使の之差登御河内之旨別令之旨前田任彦守御
使の之旨之旨可化者被仰出候在之儀為心得申達之
間之人可達置也

十一月

御使

前田信濃守

御進獻如左

禁裏江

行成卿御詠集 定家公書入也
御進獻如左
御進獻如左
御進獻如左

仙洞江

为家卿草古集

程之錄十問

右之通上京之上御進獻有之儀事

十一月

十月

傳奏衆多所司代江古行

尊菲草下之儀思召之趣若增御進獻之儀古御立
下御停止候古御仰出方為古御奉之古行周車

東林堂製

被御進則被及言上候儀早速被差止是心御動之
御儀被思召候儀之右為御會程也高家御使可被
差登御河休之則去十分前田候儀守事御使候
急可仕古御仰出候右之趣為心得可之右速志中
方之被之被之由被河休為心云御叮嚀之由心云
候得共彼是可及歲晚之時節能之為御使被差志
儀者不大方儀之被思召候儀御取計之儀故決而
御差止共不被仰出候間有人相心得程能可申進御
沙休之方地為周車之直被之入候事

十一月

所不代江申達状

先達而尊弗宣下御内意有之垂辱也御深辱三被仰出
左得共名号不輕之故を以御多由之旨被仰在毛交
早達御實内尊弗宣下停止之表奉言一謀心御満悦之
御事候也然玉切之御奉心不被得也被仰出是宛し
御事候得者停止取敷心實之御安慮之御事候
此所心御案被也御被下御内且宣下御内意等取
計御不審之儀也有之三方二日方御被下和着之上
御事有之候處也奉等之趣別紙之通甚以不束之
至候依之御勘考之處左之候也奉事

中山前大納言

東本願寺

一 深思百との儀御尋之儀御沙汰少名之處宸幸
御書付持卷之旨言上候、関白殿之命にも奉事
候儀才一深キ思之之處御趣言不審者而御
被仰付是時可有伺處被仰出而七被仰出是
之連其供之為未御関在江被仰出是儀、及以今
般被下候御事可有之式と云再三奉事
而御書付持卷之儀輕幸之事、右御書付七被
仰之供関白殿之儀、清七有御意不奉辨可
之被下候と云、身一輕儀之玉珠と云、及以
前後不束之御事御不安心之儀、被思在是
事

ニ有レ候モ被達取少候義者多ク尤以前為冬儀
以上之候と云々重キ御仕事ニ仰付有例證不有候
得共是モ被達取少候者冬之況而仰之罷科不
輕ト心中重科者可ク有レ之思ハ上者王臣之在
其善惡ト云々抑揚賞罰云々有レ之則御職事
被重ク之被取所御崇敬亦一之御事ニ候得者堂
上之人ノ被達取少候被取者王臣之御職有之モ
是又御不敬之云々候也此方者思ハ候方モ
有之者別紙御仕事書ニ趣ニ有レ被仰付別紙通
基ク被仰付方古御事ニ上別紙等御免之即日萬
里小路前大納言心親町前大納言中山前大納言右三

東林原製

卿ハ傳奏儀奏御役御免ト仰付被取ニと思ハ貴夫
共於京都別紙御免即日左免職之儀被仰付
出来不申方々最早不候儀取少等一ト御仕事ニ
之仰付との御事ト云々此方別紙白殿并掃部衆江
第百之上ノ被達取候

此状月日ノ間々此方前御令釋使上京ノ後ニ達
スルナルニ書中所云別紙御仕置方ハ存ス方當時
御批取少何ナリシヤニ御彈答免職等ハ徑々
ニ江尾ノ被行五卿ハ宗ニ於テ處置アレシ似
タリ則達書アリ左ニ録シテ卷考ニ供ス

寛政五癸丑年三月七日

封廻状

凡裁決不ハ致状ヲ内外ハ告知ス
ルヲ封廻状ト云是幕府ノ定例也

中山前大納言

尊那御内憲一件取計不行届并此度下向之上
御尋共有之處不束之御卷輕卒成取計其外失
體候儀共不埒ニ思召候間議奏御役御免
閉門被仰付之

心親町前大納言

尊那御内憲一件取計不行届并今度下向之上
御尋共有之處失體候儀不束之取計御

東條貞製

役柄別而不行届儀思召候依之傳奏御役御
免逼塞被仰付之

右於石田末女正宅老中列産越中守申渡之若年守
泉守産三子ノ兼大目付御目付取越

但今晚中傳奏届為引拂青於寺江右脇一
方ノ中切路ノ及方ノ浴場之以上御

萬里末路前大納言

尊那宣下御内憲一件取計不行届儀思召
候也然已ト老老ニ言御役も亦多ク思召
候也以て傳奏御役御免差扣被仰付之

廣橋前大納言

尊那律内憲一件九封之不行儀、思之候、
御用向專被取計也、越言程心、
儀儀狀之儀、今叙一統、
七儀狀之御、越言別而不、
候依之差、扣被仰、
候方仰付之

勸修寺大納言

甘露寺大納言

千種中納言

尊那律内憲一件取計、
未之憂急度想、
候候、
候事

東林堂製

尊那律内憲一件取計、
未之憂急度想、
候候、
候事

西宮の御寺の飄々たる古銭を
もたせしことありては中々古銭の石
を好まざるもその方孔の諸ありあり
るく嗜らざるの故に金を又回す子
用ゆる土瓶もさう兵衛心も備へて和同
開珎其代二三の古銭の深き摺物
ありおめし雅政ありしやうのころうふ
るはあつたのむらじやうおろそかにし
ていふやけな高らしきとてえせんと古銭
の錆色いとうもさういふ海客をばあ
る能くしきい

近頃古銭の流通は諸のころより漸く
衰微を投せし又投するも其のころは
やう古銭のおんせりて又今ハア七
五、神佛のあしは後よりしむらひ
く一銭のころのころさうしむらひ
さういふころは古銭の流通は
一の二文をさししころさういふころ
古銭のころのころを一枚さういふ
ころさういふころは古銭の流通は
客もしむら古銭の便を圓するころ
あつたと斯くするは由もさういふ

拙つゝもあつていふかゝりかた

〇四ツ目色二件

所々のおれをさへも、
とまききりて、
後とてんば、
の及科書、
をも致し、
云々とあるを、
あつて、
科、

東様原製

南の突きこころ、
ちし、
た、
り、
ま、
と、
時、
俗、
の、
く、

思ひのまゝに逸氣を流すは疾風の如くもあつて
或は一匹の十口目魚の如くもあつて流方別をせし
押送別をのする流しに江戸の回漕さすも元流方
別を肩負はるゝといふも、互に此押送別を
流すもあつて、押送回漕さすもあつて、大目録
雨の山脈さすもぬとさすも大目録か

俗の難の生るゝとさすも流の生るゝを推して去る
さすもあつて、流方さすも生るゝ節とさすも
さすもあつて、さすもさすもさすもさすも
さすもあつて、随分命を賭して冒険とさすも
さすもあつて、一者二者とさすも、さすもさすも

神機

この、楽さすもさすもさすもさすもさすも
さすもあつて、さすもさすもさすもさすも
さすもあつて、さすもさすもさすもさすも
さすもあつて、さすもさすもさすもさすも
さすもあつて、さすもさすもさすもさすも
さすもあつて、さすもさすもさすもさすも
さすもあつて、さすもさすもさすもさすも
さすもあつて、さすもさすもさすもさすも

○禪宗式建梁

禪宗式建梁と云ふは一定の体形をなす
有為宗たるは美術師の作る不_レ定_レ也

術法筆略史に載るる事を以て其のイサの端と
補ふべき

法隆寺の金剛九間七間の木造蓮華堂に其
の北の四方の壁面に四佛浄土の図あり即ち阿
彌陀の浄土、寶身佛の浄刹、藥師の浄土、
釋迦の圓土及び菩薩の三像、羅漢の像は七
丈の大サ凡そ佛菩薩の像各丈七尺内あり
此の西面の時代は新羅より後來種々の説あり
寺傳に觀心止利の造ると稱するも、その
造法の趣味はまことに推古天皇の時代のもの
にあらず、天智天皇九年に法隆寺火災に罹

り元明天皇の和銅年中にありと再建又、修葺
せられたるが、この和銅造の畫にえんがしの
めききりたることを穩當とせし、また一かひる年
ゆきとせしむるを經る令り、置るゆへたる磨
滅剥落あり、各部は明らに其圖按をわん
ふことをわんがす

今觀て其の作法を案するに壁面を經る
白土(胡粉)を塗抹し其上に描繪を以て圖
をなすものあり、彩色を施し、このうち其の
色料は墨、朱、紅、黄土、青、藍、綠色の液汁
、綠青、紫、白、又茶褐も、葡萄も、類する

間も亦多く文を各巻の巻末に記す。潤筆と乾
 筆との係を用ゐるものなること其の畫風を考へ
 支那國の古畫と異する處多く後を殆んど其
 意味のしと彫像を作る彩色の畧異なるを
 考へること多し。尤も特異なるを暈染(俗に隈取
 の法とも云ふ)法を以てしめたる法ありて且
 深く施されたるもの其の埃及び帷巾を以てし
 古代の青像画又アカアンターの圖像の如く十
 分陰影を以てしめたるもの思ふに印が風
 暈染法の支那を經て又日本人の手より傳へ
 少傳らざりしものと云ふべきなり。又佛菩薩

泉鏡堂藏

の面おもとこくくゆが板をすくくくくくくくア
 チアンター圖像の中代に記えたる年頃の
 ものは類似し姿態を以て推しゆくこと千指
 の如きものも亦多し。七綴を以てする變化の巧
 を考へたる服法の中尊は女の衣裳を考へ
 經心其の形も多くの襪を以てする佛菩薩
 以上は裨伴のもの多く皆胸節腕輪ふくむを以て
 右肩より右腋下を念の如くあけたるもの、又腕部
 ころろ揺るるものも亦多し。又足と手とを以て
 するものも亦多し。法は各節中其の意匠の印が
 拙くして亦現るものも亦多し。

物鏡うらうしりかきさうさうのう上文をあきまうまの年研
定形くあを定め時代も作もあやう推し得るうま
いさうしりかきさうさうのう

○玉璽厨子考

玉璽厨子を法隆寺為珠什の一と今も杉極印若大
日本美術回務解説並に右高橋有倫景大りも美
術沿革史と考ふるし此の政什の来由結構等を
記すに抑々この玉璽厨子の法隆寺の事乎る安土を
くくあうて凡千三百餘年と云ふ所のしうる係る天平十

東洋文庫

九年の江道する年の法隆寺伽藍縁起流記決只姓帳の
文の言殿縁起具一具金塗押去千佛像と云ふの
凡百の御供へて推古天皇の御厨子と云ふ其
の玉璽をぬくくすを玉璽の羽と云ふまをく其
あきくく玉璽と云うるめらくしんはあきく
くくくくその拵もくを瓦葺の事厨子と云ふ
幾其も須弥をく総尺凡七尺餘くく其の
結構ゆき玉璽をくあきくく玉璽の
御母橋夫人の拵佛厨子といふのうまのうま
佛殿は其の聖徳太子傳私記一名大目録の
えり間に、向東戸有厨子、推古天皇御厨子也

本寺の五郎源春房重徳鎌倉の白拍子に東國の
玉璽其耳の玉取あるに推古天皇御厨子也。金銅阿彌
陀三尊を本尊の安置し後いけりとうにひしゆを
とるを自思ひなすべし

此の厨子の様式は就ては美術沿革略史をのぞく推古的
代のもの等を代表する金器と同様式と断言して白
玉璽厨子の此の金器内なるものも之を以て推古天皇
の御厨子のものなりとせしむるは法着のものとせざる
以下の法着と相符合するにあらざるに事なき由を以
て之を以下に法着の女の大體に於て推古天皇の
代の形式をなすことを論じて得べしとの言ひ

東國白拍子

又厨子の附屬する鍔金具は同じに扱ふべきなる
親交をとりしとて金具の唐草模様の系と
東國馬及び五刺に玉のものと相符合し又其の密
陀持物の中より玉の模様の希臘式の「ハニ
サツル」を認めたり、此の式を以て東西美術
の偶然の暗合とせらる、然るも之を以て東西美
術の値違はゆるぎも不可なりとせん

密陀持の圓形に花とを以て華文といひ、其の
圓形を親交するものも其の意を以て其の意を
其の端一定の方向に延長し草花の如きし其の意を
基軸として相並べ佛像人物の衣端も亦皆婉

出しと控物の性質をまゝにさうまゝのまゝのまゝの
扱へんをさしとあまの念を起さしめ女ののまゝの
仰せしめんとせらるる事なれどしつゝ一と書かば自
身も亦改むに仰るゆゑを自記此のまゝのまゝの
顛りつゝあるしつゝ一と書かば一と書かば一と書
かば一と書かば一と書かば一と書かば一と書かば
不きんか七位抽象的の美を歎かえんうわめ自
畫の控物は類するものありしを即ち日本画の支
那朝鮮亦東方画の五つ程ける後之画の特色も
このまゝのまゝのまゝのまゝのまゝのまゝのまゝの
まゝのまゝのまゝのまゝのまゝのまゝのまゝのまゝの

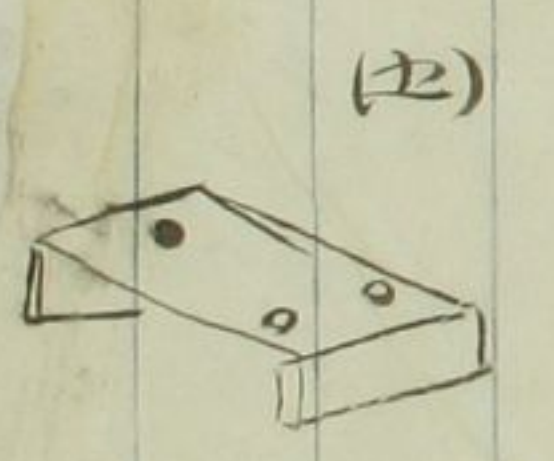
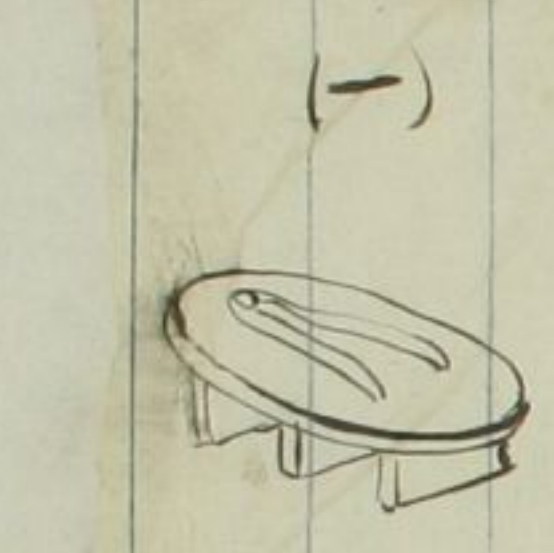
東洋画

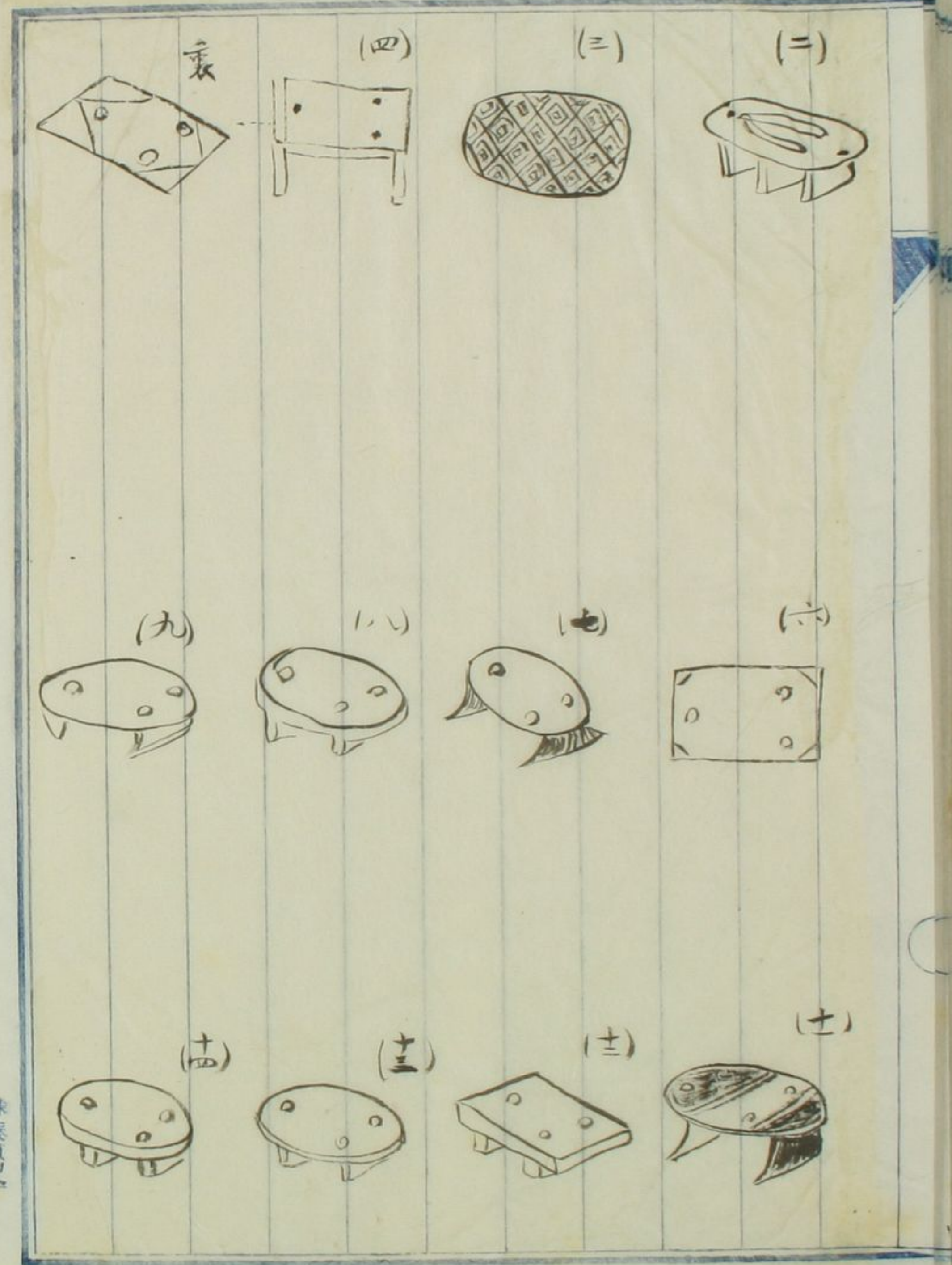
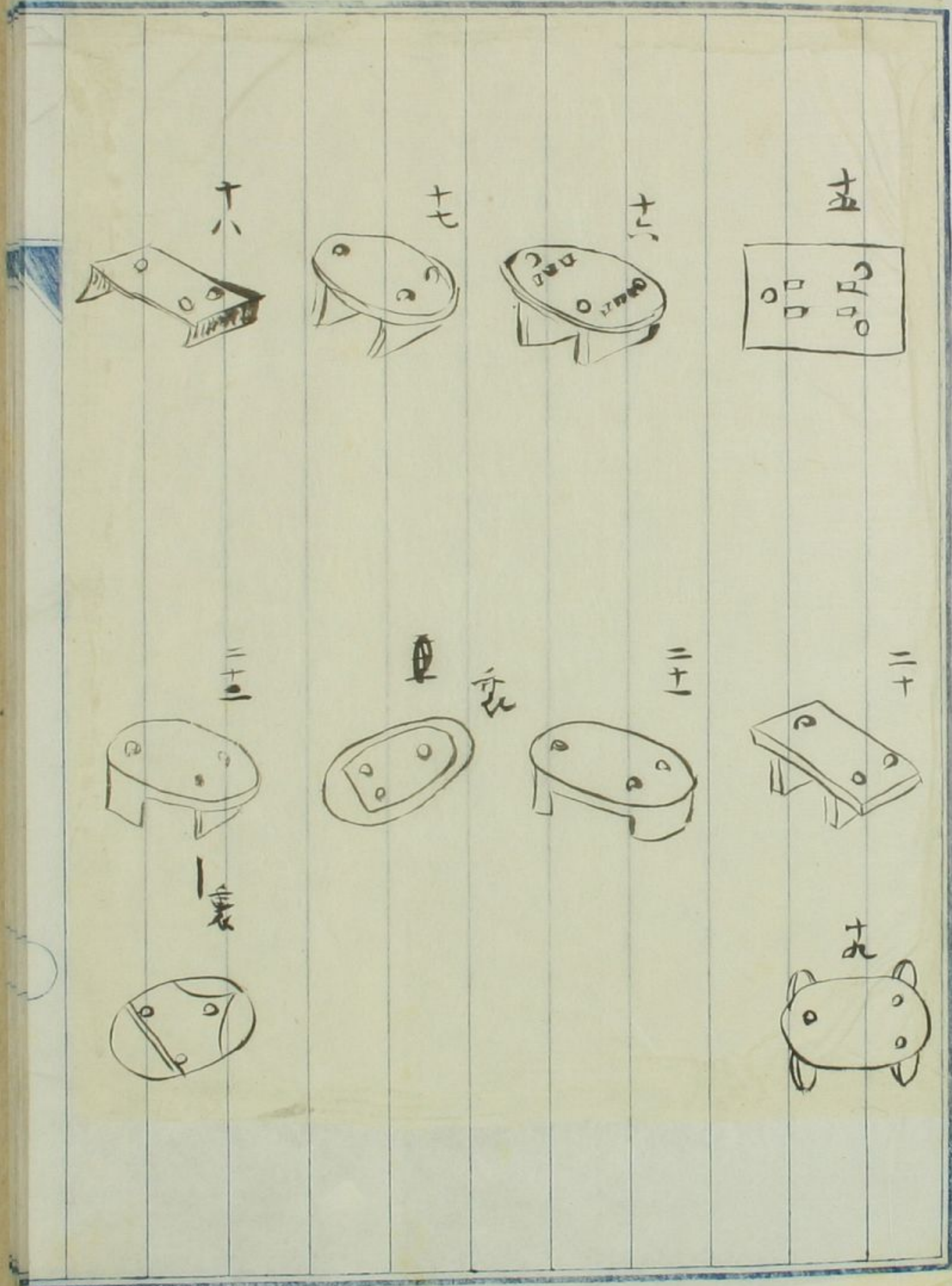
の佛像人像のまゝのまゝのまゝのまゝのまゝのまゝの
ゆの朝鮮式の形像も類し又女の四立形もわす
べし素朴簡單な一七固も純粋なる支那本國
の朝儀式の扱式とも認めかたし、これら本國
ハ活潑なまゝのまゝのまゝのまゝのまゝのまゝの
まゝのまゝのまゝのまゝのまゝのまゝのまゝのまゝの
に苦心の事と傳へるものもあつた代の朝鮮
凡そこれらもゆに朝鮮人のまゝのまゝのまゝのまゝの
つゝと推断してゐることをいふや
装飾の羽もともなひつゝ一と書かば一と書かば一
と書かば一と書かば一と書かば一と書かば一と書かば

左の如くしるすの下駄の紐を揚げる代り行かん
 下駄の一枚ごとくしるすの要暇をおさん左の
 のくちあつて丸くして後物ハ道下るると浮き
 表にすりも縄結の足駄又義経記すりの古
 二平足駄と名の文字又さきさきたるる
 くのくち又其の足駄のヤキもさき表の
 かち出で一板二板はを二ツあつて鼻結なる穴
 ハ火箸のやうな物を踏むせしむる今の駒の下
 駄といふものやうな馬下駄といふこと又古来より下駄
 ハ地下駄山下駄の区別あるは地下駄を桐もて心
 山下駄を山もて心を出しよりのまて下品なるものふ

杖橋原歌

寛永の頃より前より草履下駄と別る京草履
 下駄をおけたるものも正徳の頃より皮鼻結の
 雪駄の表は漆をつけたる物下駄出でぬ之を針注
 かくくしるすものも又昔流行の下駄の紐状と
 左の如くしるす





神樣原綴

(十三) 柳下駄といひて板の末を心ざし丸下駄より高保
 の尻を下ふ角下駄の如し、歯を損せりては
 きぬし、是を疋賣の尻を流すてしと又えを
 女川の鯉白く、板下駄は玉板紅白板の如し
 とま油和の向き

(十四) 寛保のころころ斯の如く歯をくろく下駄出ると稱
 檀の木を心ざし京印の如く歯を粗くさ
 れども後きより奇きかぬ人も用いす

(十五) ろく下駄也、歯を差出して其を桐歯と稱
 (十六) 元禄のころ出来し丸下駄より此の如く後板
 (十七) 寛保のころころ小田原町下駄を代表島板のこま

東様原製

こころざしを用ひお歯、檀の木を心ざし後歯と稱す
 七也

(十八) 歯を差し下駄を差す方木塗る黒漆、又青漆
 七ある歯を黒塗る、この尻に板の如く新板を
 七ゲボウの如く下駄作りの上平なる人をさす、ゲボウ
 足下を名づくるし、心徳の尻を多く後
 の履物を心ざしとす

(十九) 是を表板の心目歯、檀の木より丸歯より傳く
 七後きより、後き役者の下駄、是下駄、皆赤漆を
 とす、江戸塗下駄の如く、ゲボウとす、此も
 平人の用いすとす

(一) 是より保年中上方より下る其れを柳の木葉
いづれの木をこぼりてしるす

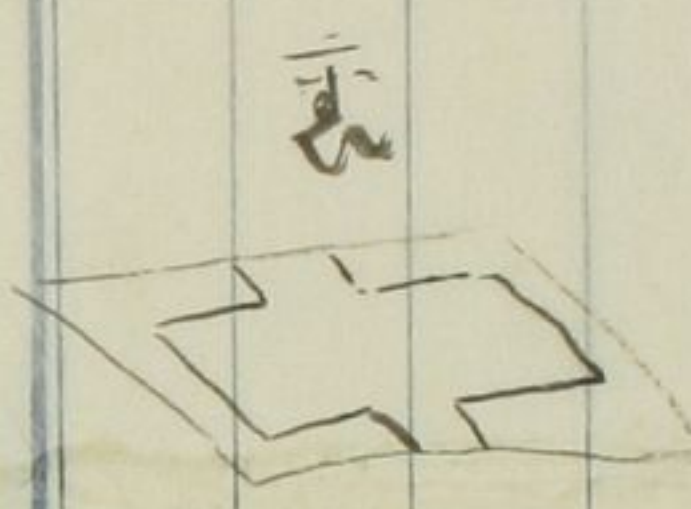
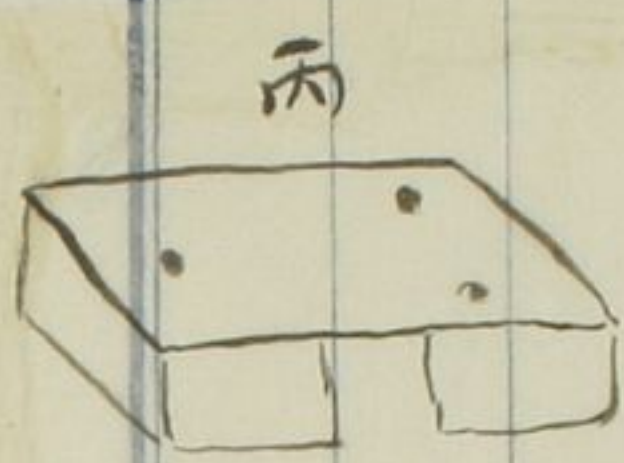
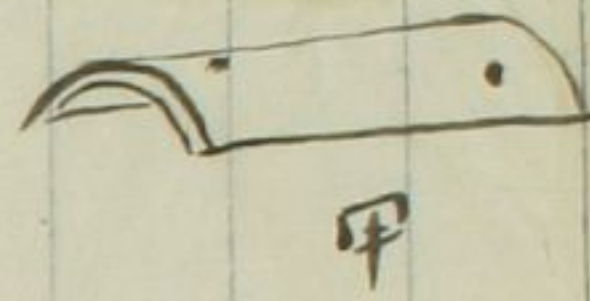
(二) こり下終ハ相の木を作る下はさしつる下
終多くは田舎向うを元文年間迄は作る如し

(三) 是よりあふ下終りて後の方は終の葉入る
下終りて変保の終りて泥の終り上る
の終りしるす

貞享の終りて後より七變葉りしつる終のころ
ももをこぼりては鼻下終りて後よりあふしつる
ものより上とせんと終りて又變保の終りてあ
ふの終りての塗保の終りてをこぼりてを變保とせし

東様高装

かしめをこぼりて終りて塗保を穿つるを
三年八月塗下終りて止とせし元文次終相をぬい
たりてせし下終りて終りてしるす
うし七上人をこぼりて又変保りて
るを塗保の終りてを用いてしるす
淨保記を夫ニ終りてあふし終りてを用いて
つるをよるししるす
木後の終りての終りて雪圍因みの下終りて二三終り
るをけんう甲を削りて終りてす
免う雪終りて消るめをぬいしるす
る終りてしるすニヤリて終りてしるす



丁より乙は柄の極め
 乙より甲は柄の極め
 乙より丙は柄の極め
 乙より丁は柄の極め
 乙より戊は柄の極め
 乙より己は柄の極め
 乙より庚は柄の極め
 乙より辛は柄の極め
 乙より壬は柄の極め
 乙より癸は柄の極め
 乙より甲は柄の極め
 乙より乙は柄の極め
 乙より丙は柄の極め
 乙より丁は柄の極め
 乙より戊は柄の極め
 乙より己は柄の極め
 乙より庚は柄の極め
 乙より辛は柄の極め
 乙より壬は柄の極め
 乙より癸は柄の極め

東様原製

結の中よりけつて真中の細い溝の極め
 乙より丙は柄の極め
 乙より丁は柄の極め
 乙より戊は柄の極め
 乙より己は柄の極め
 乙より庚は柄の極め
 乙より辛は柄の極め
 乙より壬は柄の極め
 乙より癸は柄の極め
 乙より甲は柄の極め
 乙より乙は柄の極め
 乙より丙は柄の極め
 乙より丁は柄の極め
 乙より戊は柄の極め
 乙より己は柄の極め
 乙より庚は柄の極め
 乙より辛は柄の極め
 乙より壬は柄の極め
 乙より癸は柄の極め

新水道の影響

(火災、衛生、堀井)

東京市民が八百五十萬圓の大工事を忍びて漸く完成したる新水道の成績は如何吾人の生活用として日々臺所に非常の便宜を與へ居ること何人も實驗する所、而して其衛生上及び防火上にも亦至大の効益あるべしと何人も想像する所なれども未だ統計的數字を以て明確に之を證據立てたるものあらざるが如し蓋し新水道の一部給水は去三十二年十二月に始まり全部の完成は翌三十二年十一月にして爾來僅に二三年に過ぎず其間の統計に見て直ちに新水道の成績を判断するの聊か早計の誹なきにあらねど若し幸にして此二三年間の狀況が後年永く繼續するものとせば新水道の其拂ひたる代價以上の利益あるもの、如し請ふ先づ火災の點に付て見よ

▲東京市内火災累年比較表

年	火災度數	罹災戶數	火災一度に平均戶數
二十八年	九十六度	千八百七十八戶	十九戶五六
二十九年	九十七度	九百五十二戶	八戶四二
三十年	九十五度	千二百七十八戶	十三戶九七
三十一年	七十三度	三千二百六十七戶	三十一戶五七
三十二年	七十二度	六百五十二戶	九戶〇五
三十三年	百零七度	四百四十五戶	四戶〇七
三十四年	百四十六度	五百九十五戶	五戶〇七

右の警視廳消防署の統計に據りしもの、其新水道成功前後即ち三十二年を界として市内の罹災戶數に甚しき相違あるを證明すべし而して殊に注目すべきは火災度數の前後殆んど同一にして否な昨三十四年の如きは却て其度數の多きに拘はらず一度の火災に燒失せる平均數の著しく減少せる點に在り以て八十尺乃至百尺の高さに噴出する消火栓の水力が如何に延焼を防止するの効力ある乎を知るべきなり蓋し消火の事たる夫の衛生問題の如きもの異にして其關係極めて單純なれば此僅々二三年間の成績を以て直ちに新水道の功に歸し將來も亦同一の好結果を見るものと斷定するも敢て差支なかるべし其の結果として市内火災保險料の約二分一乃至三分一に下落したりといふ次に新水道と衛生との關係を見るに

▲東京府内傳染病累年比較表

年	八種傳染病患者	虎列刺病患者	赤痢病患者
二十八年	六千零四十八人	三千四百廿四人	百五十二人
二十九年	八千二百七十六人	三百十八人	千三百六十三人
三十年	一萬七千二百零七人	三百十八人	二千九百廿一人
三十一年	六千七百七十八人	七十五人	二千五百廿八人
三十二年	五千九百九十三人	三十四人	二千七百七十八人
三十三年	三千九百五十一人	六人	九百七十八人
三十四年	三千二百二十五人	六人	四百八十七人

東京府製

此表の内務省衛生局に就て調査したるもの前段火災の統計は東京市内のみを調査して此表は東京府内全体に係る讀者の注意を請ふ扱八種傳染病中直接飲用水との關係を有するの虎列刺と赤痢なり此二者が新水道の完成後漸次減少の傾向を前表の示す所なり然れども衛生の事たる其關係する所極めて複雑にして且つ其効果の一朝一夕に顯はるゝものに非ざれば前にも述ぶる如く此僅に二三年間の統計を見て直ちに新水道の賜なりと斷言するを得ず左れと海外に於ける先例及我内地に於ても早く水道の完成せる横濱、大阪、廣島等の成績に徴し鐵管水道の衛生上良好なる結果を呈するの争ふべからざる事實なりとす想ふに我東京市に於ても水道の完成と目下着手中なる下水の改良其他一般衛生的設備の發達に伴ひ益々良好の成績を擧るならんと信ず以上新水道の好成績にして而して何人も豫想したる所なり然るに茲に新水道の完成後意外なる一現象を呈したり何ぞや楚町麻布、四谷等所謂山の手方面に於ける

當時未だ舊水道の斷水を行はず新水道を引用するに少ながらざる經費を要するを以て從來堀井を有する者勿論之を保存し又水道鐵管の敷設地に遠ざかる家などにては新に堀井を設け衛生其他永遠の考へより先づ目前の失費を避んとしたるが昨卅四年六月卅日に於て愈々舊水道を斷水するや漸次堀井の涸渴を來し從來二三軒にて使用するも猶ほ餘りありし堀井が昨年の暮頃に僅かに一戸の用を便して既に泥水と變じ昨今に至りては一滴の水も湧き出さざる所さへあり水道部にて是等の點に付て少しの研究もなかりしものと見え豫め何等の注意をも與へざりしを以て普通の人民の其原因を知らず井戸端會議より進んで老人連の想像話となり寄ると觸はると噂取々なりしが此頃に至りて漸く舊水道斷水の結果なること判明せり蓋し舊水道の本製の桶なりしを以て如何に完全に作るも多少の漏水は免かるべからず殊に歳月を経るに従ひ漸次腐朽して其毀れ目より絶えず漏水あり其地中に浸潤したるものが堀井の中に湧き來りしなり然るに新水道の鐵管なるを以て一滴の水も洩らさず全く堀井の水源を斷ちたるのみならず斷水

の完成は既記の如く去三十二年十一月なりしかど

されたる省水道の樋中の空虚となりしを以て從來
地中に浸潤したる水分が却て其樋中に逆流りした
る爲め遂に堀井の涸渴を來したる次第なりと云ふ

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

東
樓
原
製

以下
7丁
白紙



明
治
三
十
五
年

四
月
下
浣

壬
子
年
六

